

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当たる翌日)
に当そ
日は、
休き
がと日
(当たるの翌日)

二 積立て（第二条関係）

基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とすることとした。

三 管理（第三条関係）

基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならないこととした。

四 運用益金の処理（第四条関係）

- 1 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、一の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとすることとした。
- 2 1の場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとすることとした。

五 処分（第五条関係）

基金は、一の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる」とした。

六 委任（第六条関係）

この条例に定めるもののほか、基金の管理に関する必要な事項は、知事が定めることとした。

七 施行期日等

- 1 この条例は、公布の日から施行することとした。
- 2 この条例は、平成十四年二月三十一日限り、その効力を失うこととした。

◇職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

- 1 時間外勤務手当等の支給額の算定基礎となる勤務時間当たりの給与額の計算に当たっては、住居手当の月額を除くこととした。(第十六条第二項関係)
- 2 この条例は、平成十四年二月三十一日限り、その効力を失うこととした。

公布された条例のあらまし

◇鳥取県緊急雇用特別基金条例

一 設置(第一条関係)

本県の雇用及び就業の実情に応じて、新規雇用を生ずる事業を実施し、雇用就業機会の創出を図るため、鳥取県緊急雇用特別基金（以下「基金」という）を設置することとした。

◇職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

一 職員が任命権者の要請に応じ、他の法人に退職派遣され、その後復職した場合、当該退職前の在職期間中の懲戒事由に対し处分ができる対象となる法人

を、退職手当に係る在職期間が通算される公庫等その他の行政運営上職員を派遣することが必要と認められる人事委員会規則で定める法人とすることとした。
(新第二条関係)

二 その他所要の規定の整備をすることとした。

三 1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例について、所要の規定の整備をすることとした。

◇鳥取県税条例の一部を改正する条例

一 不動産取得税に関する事項(第六十八条の二十八、第六十八条の二十九関係)

事業再構築計画の認定を受けた事業者の営業の譲渡に係る不動産の取得に対する不動産取得税の減額措置等の適用を受けようとする場合の申告手続等を定めることとした。

二 自動車税及び自動車取得税に関する事項(第一百六十六条、第一百三十五条の四関係)

常時介護者が運転する自動車に係る自動車税及び自動車取得税の課税免除の対象となる身体障害者等の範囲を、身体障害者等のみ又は身体障害者等及び十八歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等(現行 単身で生活する身体障害者等)に拡充することとした。

三 その他

所要の規定の整備を行うこととした。

四 施行期日等

この条例は、公布の日から施行し、平成十一年四月一日以後の自動車税及び自動車取得税について適用することとした。

◇鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

一 テレホンクラブ等営業の停止(第十七条の七関係)

知事は、テレホンクラブ等営業者又はその代理人、使用人その他の従業者が、当該営業に関し、児童買春周旋又は児童買春勧誘の罪に当たる違法な行為をしたときは、当該営業者等に対して、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該営業の全部又は一部の停止を命ずることができることとした。

二 施行期日

この条例は、平成十一年十一月一日から施行することとした。

◇水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

一 湖山池水域に排出される特定事業場からの排出水については、排水水量が一日当たり二十五立方メートル(現行 五十立方メートル)以上の場合に排水基準を適用するとともに、全国一律の排水基準に代えて次の排水基準を適用することとした。(第三条、別表第一関係)

事業場 下水道終末処理施設を設置する特定事業場	特定特設既設	特定事業場の区分 旅館業に係る特定事業場及びし尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場	項目及び許容限度			
			生物化学的酸素要求量 単位一リットルにつきミリグラム	化学的酸素要求量 単位一リットルにつきミリグラム	窒素含有量 単位一リットルにつきミリグラム	燐含有量 単位一リットルにつきミリグラム
二〇	三〇	日間平均				
三〇	三〇	日間平均				
三五	二五	日間平均				
三	五	日間平均				

◇鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例
一 総合的設計によって建築される複数建築物に対する特殊建築物等の敷地と道路との関係、劇場等の前面空地及び長屋の出入口と道路との関係に係る制限の

- 二 その他の規定の整備を行うこととした。
 三-1 この条例は、平成十一年十二月一日から施行することとした。
 2 既設の特定事業場に係る排出水については、平成十三年十一月三十日までの間は、一の排水基準は適用しないこととした。
- ◇鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例
一 知事がその部内の職員から指名する委員の数は十二人以内（現行 十人以内）とすることとした。（第二条第一号関係）
二 この条例は、公布の日から施行することとした。

		場業		
		その他の特定事業場	旅館業に係る特定事業場及び屎処理施設(B)のみを設置する特定事業場	下水道終末処理施設を設置する特定事業場
全国一律の排水基準		（参考）	特設新事業場	特設新事業場
一二〇		一二〇	一〇	一〇
一二〇		一二〇	一〇	一〇
六〇		六〇	一〇	一〇
八		八	三	三

適用については、当該複数建築物は同一敷地内にあるものとみなすこととした。

（第八条の二関係）

二 特殊建築物等の敷地と道路との関係に係る制限を緩和する場合の基準を明確化することとした。（第六条関係）

三 その他所要の規定の整備をすることとした。

四-1 この条例は、公布の日から施行することとした。

2 所要の経過措置を講ずることとした。

條 例

鳥取県緊急雇用特別基金条例をここに公布する。

平成十一年十月十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第二十六号

鳥取県緊急雇用特別基金条例

（設置）

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第一項の規定に基づき、本県の雇用及び就業の実情に応じて、新規雇用を生ずる事業を実施し、雇用就業機会の創出を図るため、鳥取県緊急雇用特別基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算に定める額とする。

(管理)

第三条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法によりこれを保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てるものとする。

2 前項の規定による場合のほか、基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に積み立てるものとする。

(処分)

第五条 基金は、第一条の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成十四年三月三十一日限り、その効力を失う。

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年十月十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第二十七号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和二十六年一月鳥取県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項中「、住居手当の月額（第九条の五第二項第三号に掲げる額を除く。）」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年十月十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第二十八号

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和二十六年九月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

職員の懲戒の手続、効果等に関する条例

第一条中「第二十九条第二項及び」の下に「第四項並びに」を加え、「基き」を「つき」に、「懲戒の手続及び効果に関する」を「懲戒の手続、効果等に関する事項を」に改める。

第五条を第六条とし、第一条から第四条までを一条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の一条を加える。

（地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行ふ法人）

第二条 法第二十九条第二項に規定する条例で定める法人は、国家公務員退職手当法

(昭和二十八年法律第百八十二号) 第七条の二第一項に規定する公庫等その他の行政運営上職員を派遣することが必要と認められる人事委員会規則で定める法人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

2 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(昭和四十六年十二月鳥取県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「職員の懲戒の手続及び効果に関する条例」を「職員の懲戒の手続、効果等に関する条例」に改める。

鳥取県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年十月十二日

鳥取県知事 片山善博

鳥取県税条例第二十九号

鳥取県税条例の一部を改正する条例

鳥取県税条例(昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号)の一部を次のように改正する。

第六十八条の二十六中「附則第十一条の四第十三項又は第十四項」を「附則第十一条の四第十一項又は第十二項」に、「同条第十三項」を「同条第十一項」に、「同条第十四項」を「同条第十二項」に改める。

第六十八条の二十七第一項中「附則第十一条の四第十六項」を「附則第十一条の四第十四項」に、「附則第十一条の四第十三項」を「附則第十一条の四第十一項」に改め、

同条第二項中「附則第十二条の四第十六項」を「附則第十二条の四第十四項」に改め、同条の次に次の二条を加える。

(事業再構築計画の認定を受けた事業者の営業の譲渡に係る不動産の取得に対する課する不動産取得税の減額に関する申告)

第六十八条の二十八 法附則第十二条の四第十五項の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申告書に、産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第百三十一号)第四条第二項に規定する認定事業再構築計画(以下この条及び次条において「認定事業再構築計画」という。)に従つて行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類及び当該不動産の取得の日から引き続き三年以上当該不動産を認定事業再構築計画に係る事業の用に供したこととを証明するに足る書類を添付して、知事に提出しなければならない。

一 不動産の所在及び名称並びにその用途

二 不動産を取得した年月日

三 施行令附則第九条の六第二項に規定する建設設計画中の不動産(次条において「建設設計画中の不動産」という。)にあつては、建設開始年月日

(事業再構築計画の認定を受けた事業者の営業の譲渡に係る不動産の取得に對して課する不動産取得税の徵収猶予に関する申請等)

第六十八条の二十九 法附則第十二条の四第十六項において準用する法第七十三条の二十五条の規定の適用を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、認定事業再構築計画に従つて行われた営業の譲渡に係る不動産の取得であることを証明するに足る書類を添付して、第六十四条の規定による申告をする際に知事に提出しなければならない。

一 不動産の所在及び名称並びにその用途

二 不動産を取得した年月日

三 建設設計画中の不動産にあつては、建設開始予定年月日

2 第六十八条第二項及び第六十八条の二の規定は、法附則第十二条の四第十六項の規定による不動産取得税の徵収猶予の取消し及び還付について準用する。

第一百六条第五号を次のように改める。

五 身体に障害を有し歩行が困難な者（以下「身体障害者」という。）又は精神に障害を有し歩行が困難な者（以下「精神障害者」という。）が所有する自動車（身体障害者で十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者が所有する自動車を含む。）で次に掲げるもの（一台に限る。）

イ 当該身体障害者が運転する自動車

ロ 当該身体障害者又は精神障害者（以下「身体障害者等」という。）のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ハ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び十八歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

第一百三十五条の四第三号を次のように改める。

三 身体障害者等が取得した自動車（身体障害者で十八歳未満のもの又は精神障害者にあつては、その者と生計を一にする者が取得した自動車を含む。）で次に掲げるもの

イ 当該身体障害者が運転する自動車

ロ 当該身体障害者等のためにその者と生計を一にする者が運転する自動車

ハ 当該身体障害者等（身体障害者等のみ又は身体障害者等及び十八歳未満の者のみで構成される世帯の身体障害者等に限る。）のためにその者を常時介護する者が運転する自動車

（施行期日）

第一条 この条例は、公布の日から施行する。

（自動車税に関する経過措置）

第二条 この条例による改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）第一百六条の規定は、平成十一年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十一年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

（自動車取得税に関する経過措置）

第三条 新条例第一百三十五条の四の規定は、平成十一年四月一日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取得税について適用し、同日前の自動車の取得に對して課する自動車取得税については、なお従前の例による。

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年十月十二日

鳥取県知事 片 善 博

鳥取県条例第三十号

鳥取県青少年健全育成条例の一部を改正する条例

鳥取県青少年健全育成条例（昭和五十五年十二月鳥取県条例第三十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条の七第一項中第四号を第五号とし、第三号の次に次の二号を加える。

四 児童買春、児童ボルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律（平成十一年法律第五十二号）第五条又は第六条の罪に当たる違法な行為

附 則

この条例は、平成十一年十一月一日から施行する。

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年十月十二日

鳥取県知事 片 善 博

鳥取県条例第三十一号

水質汚濁防止法第二条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例の一部を改正する条例

水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例（昭和四十八年十月鳥取県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

第三条の表第二号の次に次のように加える。

三 湖山池水域	湖山池及びこれに流入する鳥取市の区域 内の公共用水域
---------	-------------------------------

別表第一の二の次に次のように加える。

三 第二条の表第三号に掲げる区域に適用する上乗せ排水基準

特定事業場の区分												項目及び許容限度
特定事業場						既設事業場						
新設事業場		既設事業場		新設事業場		既設事業場		新設事業場		既設事業場		
その他の特定事業	事業場	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	旅館業に係る特定事業場及び屎尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場	その他の特定事業	事業場	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	旅館業に係る特定事業場及び屎尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場	その他の特定事業	事業場	下水道終末処理施設を設置する特定事業場	旅館業に係る特定事業場及び屎尿処理施設(B)のみを設置する特定事業場	一日当たりの平均的な排出水量
立 方メートル	立 方メートル	立 方メートル	立 方メートル	立 方メートル	立 方メートル	立 方メートル	立 方メートル	立 方メートル	立 方メートル	立 方メートル	立 方メートル	立 方メートル
五〇以上	五〇未満	五〇以上	五〇未満	五〇以上	五〇未満	五〇以上	五〇未満	五〇以上	五〇未満	五〇以上	五〇未満	五〇以上
八・六以下	八・八以上	八・六以下	八・八以上	八・六以下	八・八以上	八・六以下	八・八以上	八・六以下	八・八以上	八・六以下	八・八以上	八・六以下
一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	最大
三〇	三〇	二〇	二〇	三〇	三〇	三〇	三〇	二〇	二〇	三〇	三〇	平均日間
一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	一六〇	最大
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	平均日間
一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇	最大
一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	一五〇	平均日間
五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	最大
三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇	最大
三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	日間平均
二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	二一〇	最大
二〇	二〇	三〇	三〇	二〇	二〇	二五	二五	三五	三五	二五	二五	平均日間
一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	最大
三	三	三	三	四	四	四	四	三	三	五	五	平均日間

別表第一備考2中「水質汚濁防止法施行令」を「第三条の表第三号に掲げる区域に排出する特定事業場にあつては平成十一年十一月一日とし、水質汚濁防止法施行令」に、「あつては」を「あつては」に、「日をいう」を「日とする」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成十一年十二月一日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に既に水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第二条第二項に規定する特定施設を設置している工場又は事業場（設置の工事をしているもの）に係る排水水については、この条例による改正後の水質汚濁防止法第三条第三項の規定に基づく排水基準を定める条例別表第一の三の規定は、平成十三年十一月三十日までの間は、適用しない。

鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年十月十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県条例第三十二号

鳥取県防災会議条例の一部を改正する条例

鳥取県防災会議条例（昭和三十七年十月鳥取県条例第三十八号）の一部を次のように改正する。

改正する。

第二条第一号中「十人」を「十二人」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県条例第三十三号

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準条例（昭和四十七年十二月鳥取県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項ただし書を次のように改める。

ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の知事が定める基準に適合する建築物で、特定行政庁（法第二条第三十六号に規定する特定行政庁をいう。以下同じ。）が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

第六条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、その敷地の周囲に広い空地を有する建築物その他の知事が定める基準に適合する建築物で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めたものについては、この限りでない。

第八条の次に次の二条を加える。

（一定の複数建築物に対する制限の特例）

第八条の二 法第八十六条第一項又は第二項の規定による認定を受けた建築物に対する前三条の規定の適用については、これらの建築物は、同一敷地内にあるものとみなす。

第九条ただし書中「交通の安全上支障がないとき」を「特定行政庁が交通上支障がないと認めたものについて」に改める。

鳥取県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成十一年十月十二日

鳥取県知事 片 山 善 博

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第六条第一項の規定による確認を受けた建築物については、この条例による改正前の鳥取県建築基準条例第六条第一項及び第二項の規定は、なおその効力を有する。

発行所
鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取
県

【定価一部一箇月二千一百円（送料を含む。）】